

一、家族に関する国際比較の意義と可能性

井上 匡子

一-1, はじめに

2000年7月20日海の日に家族をテーマとした国際シンポジウム「今、家族が求めるもの——異文化からのアプローチ・現場からのアプローチ」が名古屋で行われた。本稿は、その記録⁽¹⁾である。以下では、まず全体を振り返り、企画者としてまた参加者の一人として、シンポジウムで得られた成果および残された問題などを紹介したい。次に、2人の外国からのゲストの報告を紹介する。

シンポジウムの開始にあたり筆者は企画者として、シンポの趣旨を、概ね以下のように説明した。家族の危機・家族の崩壊といわれ始めてからもう十年以上たつし、少子化、高齢社会、晩婚化、パラサイトシングルなど、現在の家族を特徴づけ、また同時に警鐘を鳴らす言葉や言説は、たくさんある。特に今年に入ってから、青少年による事件が大きく報道され、家族に何らかの原因を求めうる様々な問題が多発するなかで、規範的言説は、ますますその勢いを増しているようである。これらの規範的言説の多くはその背景に「家族はかくあるべきだ」という既成概念を前提としているが、現在その既成概念こそが激しく揺さぶられている。

一度、これらのものから自由になり、私たちの時代にふさわしい多様な家族形態を可能にする社会制度は何かを考えたい。これが、このシンポジウムの出発点である。そのために、直接的な処方箋という点では、やや遠回りかもしれないが、二つの視点（異文化と現場）を中心に据えて、家族をめぐる様々な問題を参加者とともに考えたい。また、家族をめぐる諸問題を考える際に、家族そのもの・家族の内部だけで議論をするのではなく、国家・市場・民間セクター・学校など家族以外のセクターとの関係の中で、議論を組み立てるべきと考える。これが、タイトルを「家族に求めるもの」ではなく「家族が求めるもの」とした理由であった。

このスタンスは、シンポジウムから約一年が経過した現在もますます有効であると考えている。現在日本の家族は、小家族化、晩婚化・未婚化、少子化、高齢化などの状況の中で、いわゆる標準世帯が少数派となるなど、実態として大きな変貌を遂げている。

一方、ここ5年ほどの間、女性や家族の地位や役割をめぐる法制度は、大きく変化している。1997年には、男女雇用機会均等法・労働基本法・育児介護休業法などが改正され、差別的な取り扱いが禁止される一方で、労働条件の点でも母性保護規定以外の「女性のみ保護規定」が廃止され、差別是正のためのポジティブアクションやセクシュアル・ハラスメント防止のための配慮義務が課された。また、1960年代の世界的な改正の波の中でも大きな改正が行われなかった民法・家族法に関して、非嫡出子の相続差別撤廃・破綻主義離婚の明文化・選択的夫婦別姓などを主たる内容とする改正案がまとめられた。民法・家族法の改正は、長

期間にわたる広範な議論を引き起こしたが、結局のところその改正案の国会への提出は見送られた。しかしながら、その中で夫婦のあり方・子どもとの関係など、重要な論点について議論され、その中から新たな家族像・社会像が提示された。また、1999年には家族が、その中でも特に多くの場合には女性がになってきた介護を、社会が担うことを目指して、介護保険制度がスタートした。2000年には児童虐待防止法、ストーカー規制法が制定され、2001年には配偶者間暴力相談支援センターの設置・保護命令の新設等を盛り込んだ配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が制定された。また、2002年には上記育児・介護休業制度の見直しの時期を迎えている。

さらに、これら個別の領域での取り組みを総括し、あるいは促進するために、1999年には男女共同参画基本法が、社会における男女間の関係に関する包括的な取り組みを目指す基本法として、制定された。また、それに基づき各自治体で懇話会などの設置、計画・条例などの策定が進められている。いずれにしても、これまで国際連合と国内の先進的な自治体の具体的な政策により牽引されてきた女性政策・男女平等に関する動きが、それぞれの地域の主体的な動きへと広がって行く機会となることが期待される。

これらの法改正・制度の新設の背景となっている諸問題は、これまで公的領域と考えられて来た政治・経済社会と、私的領域と考えられてきた家庭・家族とが、重なりあるところで起きているのが大きな特徴である。女性や家族をめぐる問題や、家族を舞台とする問題が、単に女性だけの問題ではなく、男性と女性の関係の問題として、また家庭や家族の中だけの問題ではなく、社会全体の問題として、浮かび上がっているといえる⁽²⁾。

国際社会に目を向けると、シンポジウムの行われたほぼ一ヶ月前には、ニューヨークで国際連合の特別総会「女性2000年会議」が開かれた。この会議は10年ごとに開催されている世界女性会議の中間の年にあたり、開かれたもので、1995年の北京の第四回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」のその後が検証され、貧困・教育・暴力・武力紛争・政治・経済・政治参加・メディアなどの各々の分野での綱領実現のための障害が指摘された。会議での成果は「政治宣言」・「成果文書」⁽³⁾としてまとめられている。

2000年会議では、北京女性会議での大きな成果であったリブダクティヴヘルス／ライツ(性と生殖・出産などに関して、女性自身が自分で決める権利)に関して、さらなる権利保護を求める先進諸国とそれを望まないイスラム諸国・バチカン(ローマ法王庁)が激しく対立した。また、家族のあり方についても、同性愛カップルや未婚カップルなどをめぐり、同様の対立がみられた。しかし、より重要な問題は、急速に広がるグローバリゼーションの波が、男女の関係、家族の関係にどのような影響を与えた／るのか、という点であろう。グローバリゼーションの是非をめぐる問題は、家族や男女の関係を、国際的構造の中でもう一度捉え直す必要を迫っている。シンポジウムでは、会議が終了して間もないということもあり、必ずしも十分にその成果⁽³⁾をふまえた議論を展開することはできなかった。今後の課題としたい。

以下、次節以降で紹介しているお二人の外国からのゲストの報告への若干のコメントと、紙幅の都合で掲載することができなかった午後の部の報告・コメントなどをごく簡単に紹介する。

一-2, 異文化からのアプローチ

ジョージ・ワシントン大学のジャネット・M・ビルソンさんの報告は、急激な社会変動と、準州としての独立など政治的な変動に直面しているカナダ・イヌイトに関する報告であった。報告では、わずか三世代の間に石器時代・ストーンヘンジからポスト産業社会へという急激な社会変動を経験する中で、カナダ・イヌイト (エスキモー) の女性や家族が受けた変容、直面している問題、さらに解決への道筋が語られた。急激な社会変動は、伝統文化や男女の協働関係の崩壊をもたらし、そこから深刻なDV (ドメスティック・バイオレンス) や、高い自殺率、薬物・アルコール中毒が蔓延した。問題の根は深く、また各年代層にわたり、年代間の対立も含んでいる。

それに対して、ここ10年の間に新たに始まった伝統文化の見直し、それを通じて男女の共同生活の仕方そのものを再構築する動きが起きていることが報告され、その背景としてDVのサポート・グループの運動、女性自身による問題の告発、また自治政府の樹立などが取り上げられた。そこでは、伝統文化への単純な回帰ではなく、また西歐的普遍的価値や人権の一方的な導入とも異なる道を、男女の協働関係を含む自らの生活様式が自らの言葉でふりかえるというスタイルを通じて、模索されている。

次に、ロード・アイランド大学のキャロライン・F・ロバンさんは、スーダン・エジプト両国を取り上げ、植民地政策と西歐的な価値の導入や都市化を経ても、伝統的な大家族形態を維持しているイスラム社会における家族の現実とかれらがかかえる問題が報告された。特に、急速な都市化と資本主義的發展の中で、結婚の形式・男女の役割に関する考え方も変化しており、それに対応した文化的・法的な対応の必要が指摘された。また、普遍的な人権や男女の関係を主張するグループと伝統的なイスラム教に基づく社会像を支持するグループの対立が、国際化の中でこれから大きく影響するであろうと指摘された。

報告は、私たち日本人には、なじみの薄い国や地域についてのものであったが、スライドやOHPを用い、また現地の女性たちの生の声を紹介しながらすすめられた⁴⁾。詳しくは、後掲のお二人の論攷をお読みいただきたい。尚、以下に収めたお二人の論文は、当日の報告に、会場での議論をふまえ、お二人と相談の上、井上が手直しを加えたものである。

一-3, 現場からのアプローチ

次に、日本の研究者・運動家から、三つの問題について、家族以外のセクターや制度との

関係の中で整理した上で、ご報告いただいた。

冒頭に記したように、このシンポジウムは、100年間の社会変動のなかでの女性の地位と役割の変化についての国際比較を主たる内容とする Women 2000 プロジェクトと連動して企画されたものである。日本の章を担当するメンバーは、およそ4年前から活動をしてきた。そこでの中心課題は、制度・文化・思想も含めて、100年の間に変わったこと／変わらなかったことの指摘することであった。言うまでもなく、この100年の日本社会は、女性の社会的地位という点では、政治的にも経済的にも、法的にも激動の時代であった。日本の場合は、大きく分けて、明治維新による国民国家の形成と、第二次世界大戦の敗戦による新憲法の制定による民主主義国家の建設、高度成長期・高度成長期以後の5つの時期に分けて、女性と社会的地位・役割の変化／非変化をまとめてきた。

しかしながら、今回のシンポジウムでは、これらの歴史的な変化を直接に取り扱うのではなく、現代的な問題を論ずることとした。その理由は、きわめて現代的といえる諸問題の根が、実はこの100年の間変わらなかったものに由来するのではないかと考えたからである。これは、変わらなかったことを良い、変わったことは悪い、といったアナクロニズムにも、その逆の近代主義的への評価や単純な賛美の立場にも立たない。

そうではなく、現代日本の抱える様々な問題を解決するために、その問題が生じてくる構造を明らかにすることが必要であり、またそれを通じてわれわれの社会にはどのような制度がふさわしいのかを考えたい。

また、歴史的な検討を重ねる中で、家族の機能に注目し、現在の日本の家族が機能そのものの種類が数としては減少しながらも、常に潜在的に機能ストレスに見舞われていることに注目した。しかも、現在の日本の社会制度がそれらの機能ストレスを解消するのに必ずしも充分には機能していないのではないかと考えた。従って、社会制度を現在の家族の潜在的機能ストレスへの対処の方途として捉え、再検討する必要がある。またこのような視点から社会理論への展開の足がかりにしたいとの希望も持っている。

本稿では、処方箋や具体的な理論の展開を直接的に示すことはできないが、それらのためには、以下の点に留意すべきと考えている。これまで社会理論の基礎を提供してきたリベリズムも社会主義もが両方ともが機能不全を起こしていることを直視するべきであろう。両理論がともに前提としてきた公私の二元論がくずれていることに起因している。これは、少子化・介護問題・労働現場でのセクハラ、あるいは少し角度は違うがドメスティック・バイオレンスなどの女性をめぐる様々な問題が、市民社会と家族など、公的領域と私的領域との境目で起こっていることから、また各領域での問題がスピルオーバーする形でおきていることから明らかである。もっとも、公私の二元論を批判するにしても、私的領域が担ってきた機能を正当に評価し、それらの機能とそれを担う主体やセクターを社会理論へと組みこむことが必要である。つまり、それらの機能を現代社会の中でもう一度定義し直し、どこがどのように担うべきかそして、それを可能にし、支える制度を構築しなければならない。

従って、社会を理論化するための新しい装置が必要である⁽⁵⁾。現在のところ、それを具体的に提示することはできないが、個々の問題ごとに解決の試みを重ねていくことがまずは必要であろう。本シンポジウムでの議論をそのような目標（あらたな社会の仕組みの提示）へのちいさな一歩としたいと考え、日本に関する報告については、歴史的な観点からの報告ではなく、現在のホットな問題を三本の柱を立て、議論をすることにした。

また、「家族」に焦点を当てることについては、女性の社会的地位の変化というそもそものテーマとの関係では、やや狭いという印象があるかもしれないが、しかしこれは、女性の問題を家族の中に押し込めてしまう趣旨では決してない。むしろ、家族というテーマがもっている理論的および実践的な広がり意識した議論をしたいと考え具体的には、以下の三本の柱をたてた。

さて、第一の柱である「家族と暴力」では、北海道で8年前よりDV被害者のためのシェルターを運営してこられた近藤恵子さん（女のスペースおん代表）が、DVの実態やその原因そして現行法整備の必要性を報告し、独自のDV法案を紹介した。そこで提示されたのは、被害者が司法手続きをどういう形で使うかという視点であり、司法サービスのユーザーとしての市民の視点である。

第二の柱である「家族と政治」では、六月の衆議院選挙で北海道11区から立候補し、惜しくも落選した出田基子さんをお迎えし、女性の政治参加がご専門の相内真子さん（北海道浅井学園大学）とともに、選挙戦から見えてくる女性と政治・家族と政治の関係についてお話しいただいた。出田さんの立候補は、酪農家の女性として、これまでの女性候補とは違った視点・価値からの、既存の政治・政党システムへの挑戦という意味をもっていた。彼女の政治参加がこれまでのシステムや家族のあり方にどう影響を与えるか、将来的にも興味深い講演であった。

第三の柱「家族と社会保障」では、関ふ佐子さん（日本学術振興会特別研究員）が、近年のアメリカでの家族責任法をめぐる活発な議論を参照しつつ、介護は誰が担うべきかという角度から、日本社会の実態に即した高齢者介護の制度設計のための指針を提案した。

それぞれの報告につき、刑事法・刑事政策の立場から宮園久栄さん（中央大学）、介護保険制度の設計に実際に携わってこられたお立場から江口隆裕さん（厚生省）に、コメントをいただいた。

一-4、家族の国際比較の意義と可能性

以上のようなシンポジウムの中で、文化の違いにも関わらず、社会変動の中で家族や女性が役割や機能の点で大きな影響を受け、多くの深刻な問題が生まれていることが確認された。それと同時に、それぞれの文化の違いにより、問題の現れ方・解決への道のりなどが大きく違うことも確認された。グローバリゼーションと固有の文化・伝統との相克問題（これは上述

のように、6月のニューヨーク 2000 年女性会議での重要な論点であった) に何らかの示唆を得たのではないだろうか。これらの論点は、シンポジウム終了後 2 日間をかけおこなわれた札幌でのワーキングセッションでさらに時間をかけて議論された。

特に、家族の国際比較に関しては、当初はシンポジウムの趣旨説明の箇所で指摘したように、われわれの思いこみを取り除き、相対的・客観的に対象にあいたいし、問題解決を図るためのひとつの視点と位置づけていた。しかしながら、シンポジウムやワーキングセッションでの議論を通じて、それだけではない意義と可能性および問題を扱うための新たな理論的枠組みの必要性が痛感された。

主に、ビルソンさんの報告⁽⁶⁾の中で明示的に示されたように異文化の社会とりわけ文化拘束性の強い領域である家族の研究においては、国際的な比較には単に方法論上の問題にとどまらない数々の困難が存在する。しかしながら、そこでの私的な人間関係のあり方が、社会全体のあるいは国際的な関係も含めた構造と密接なつながりもっていることそのような研究をぬきに、社会全体の問題を議論することは不可能であることが確認された。同時にそのような問題を議論するための理論的な枠組み⁽⁷⁾が十分な形で用意されていないこともまた明らかになった。家族を基点とする諸問題の解決には、より広いパースペクティブをもった社会構想が必要とされており、社会理論としてこれらの問題にアプローチしなければならない。これは逆に言うなら、新しい世紀に向けた新たな社会構想・社会理論の構築のために、これらの問題群⁽⁸⁾は重要な意義をもっているのである。

シンポジウムやワーキングセッションでの成果は、さらなる検討を経て、女性の社会的地位と役割の変化に関する世界 17ヶ国の比較研究 (Women 2000 プロジェクト) として結実する予定である。わずか一日のシンポジウムであったが、問題の深さと広がりをも改めて痛感させられるとともに、多くの人との議論の必要性も感じた。

註

- (1) 本シンポジウムは、Women 2000 : A Century of Social Change around the World プロジェクトの一環として開催されたものである。本プロジェクトは、Janet M. Billson (ジョージ・ワシントン大学教授), C-F. Lobban (ロード・アイランド大学教授) 両氏の提唱により、およそ 5 年前にはじめられた世界 17 カ国における今世紀の女性の社会的地位と役割の変化に関する国際比較共同研究である。その成果は、両氏編集により 2002 年春に、Zed Books, London より出版予定。筆者は、企画段階から参加し、全体の Introduction を編者と共同執筆するほか、日本の章の編集並びに、Introduction, Family, Thoughts and Movement の節を執筆担当。今回のシンポジウムの報告者は、本プロジェクトの執筆担当である。現在、日本の章に関しては、ほぼ完成し、全体の調整を計っている段階である。
- (2) 周知のように、これまで社会をめぐる言説に大きな枠組みを提供してきたリベラリズムも社会主義も、家族の存在を組み込んだ形で議論されてきたわけではない。参照、拙稿「社会理論としてのフェミニズムの課題—政策論争後のマルクス主義の一断面」日本法哲学会編『20 世紀の法哲学・法哲学年報』所収 (1998 年 11 月) これはまた、現代社会においては、近代が前提とした私的領域と公的領域が複雑な形で関係していることを示している。そして、価値づけの体系である文化とポリティカルエコノミーとの間の複雑な関係性を示していると同時にこの 2 つの関係を分析するための理論の必要性を示している。

- (3) 政治宣言・成果文書をはじめとする各種資料に関しては、内閣府は男女共同参画局が以下の Web Site にて公開している。<http://www.gender.go.jp/wj2000/index-w.html>。
- (4) ニューヨーク会議に関しては北京会議の成果をさらに押し進めようと意味をこめて、「北京プラス5」というスローガンで、実施されたが、現実には各国の取り組みもばらつきがあり、また NGO フォーラムが開かれなかったことなどもあり、北京からの後退「北京マイナス5」であったと表されることも多い。しかしながら、日本の NGO に関しては、インターネットなどの IT 機器を駆使し、カウンターレポートをまとめるなど、これまでにはない試みが行われ、充実した活躍とこれからの発展の萌芽が感じられた。これからは、女子差別撤廃委員会の審査等に際して、力を発揮していくことが期待される。参照、<http://www.jca.apc.org/fem/bpfa/report.html>。
- (5) お二人のご報告に関しては、アイヌの運動と深い関わりを持つドロシー・デュフルさん (國學院大学)、歴史学の立場から一盛真さん (鳥取大学) からコメントをいただいた。
- (6) この点については、拙稿「流動と構築—現代市民社会論とフェミニズム」今井弘道編著『新・市民社会論』所収 (風行社・2001年3月) をご参照いただきたい。
- (7) これは、ロバンさんの報告にも、またそれらに対するコメントのなかでも指摘された点である。
- (8) 例えば、現在世界的な不況の中で、日本においてもこれまで日本の文化の中ではなじみの薄かったワークシェアリングが現実的な選択肢となり、議論され始めている。これは雇用のあり方、賃金体制のあり方に関する議論であることは言うまでもないが、家族のメンバー相互の関係性を含めた、新しい社会構想を必要としている。

*本シンポジウムは、平成11・12年度文部省科学研究費補助金基盤研究(B)(2)『女性の地位の変化に関する国際共同研究——「近代・現代市民社会論」との関係の中で——』課題番号 11694040 研究代表者 愛知学泉大学コミュニティ政策学部助教授 町村匡子 (井上匡子) の成果の一部である。